

国民健康保険税算定における軽減判定誤りについて

1 概要

本市の国民健康保険税（以下「国保税」）の均等割及び平等割に係る軽減判定所得の算出において、純損失繰越控除の適用（別紙参照）を誤ったため、正しい軽減判定が行われずに過小及び過大賦課が生じていたことが判明した。

2 経緯

厚生労働省の後期高齢者医療保険料算出標準システムにおける軽減判定所得算出誤りの発表（平成28年12月27日付け）を受け、国保税の軽減判定所得について調査したところ、本市において同様の算出誤りがあることが判明した。なお、県内はすべて、全国においても多くの自治体で本市と同様の法解釈に基づく課税誤りが生じている状況である。

3 件数及び影響額（平成29年4月28日現在）

- (1) 追加徴収が生じる世帯： 13世帯（平成26～28年度が対象） 影響額 342千円
 (2) 還付が生じる世帯： 120世帯（平成24～28年度が対象） 影響額4,133千円

※今後、厚生労働省から軽減判定所得の算定要件が示される予定のため、現時点での試算値

4 今後の対応

- (1) 軽減判定所得の算出に際し、厚生労働省から法解釈及び計算方法が通知等で公表され、算出基準が明確となり次第、対象世帯の国保税額の再算定を行う。（平成29年6月下旬予定）
 (2) 返還金要綱を定め、法及び返還金要綱に基づき、追加徴収及び還付の賦課決定並びに返還金の決定を行う。（平成29年7月上旬予定）
 (3) 対象世帯に対し、訪問及び文書等によりお詫びと内容の説明を行う。（平成29年7月中予定）
 (4) 平成29年度当初課税においては、対象世帯について全件精査の上、適正な賦課を行う。（平成29年7月下旬予定）
 (5) 国保税算定システムの改修を行う。（平成30年4月初旬予定）

5 再発防止について

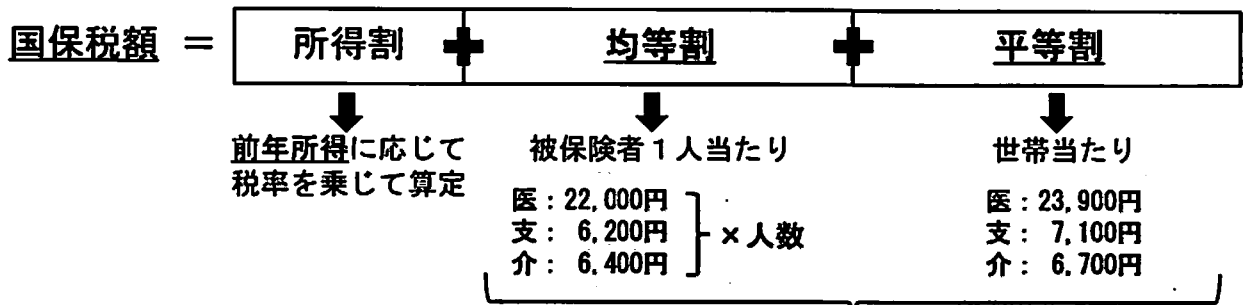
- (1) 国及び県との情報連携による法解釈の適正化。
 (2) 国保税算定システム改修における委託先との算定要件の認識共有。

6 今後のスケジュール

平成29年7月上旬 追加徴収及び還付の賦課並びに返還金を決定予定
 平成29年度当初賦課決定予定

国民健康保険税軽減判定誤りの概要

1. 国民健康保険税（国保税）のしくみ



均等割及び平等割には、軽減判定所得が基準以下の場合、7割・5割・2割の軽減が適用（地方税法第703条の5）

2. 軽減判定における青色申告者の取扱い

青色申告者の国保税の軽減判定所得の算定では、過去3年以内に生じた純損失（赤字）の金額を当該年度の所得（黒字）から控除（純損失繰越控除）できる。

3. 誤りの原因

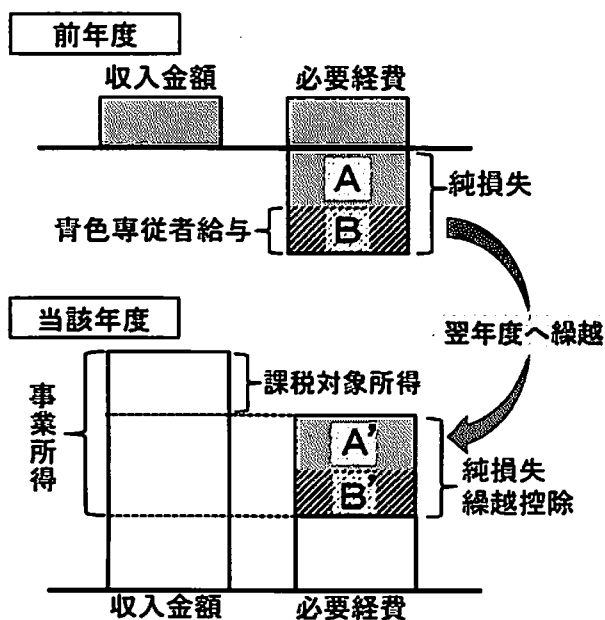
(1) 純損失繰越控除の金額の算定にあたり、

- ① 青色事業専従者給与を必要経費に含めてはいけませんが、含めていた。
- ② 年金特別控除を適用しなければならないが、適用しなかった。

(2) 純損失繰越控除が適用される場合に適用しなかった。

4. 追加徴収になる事例

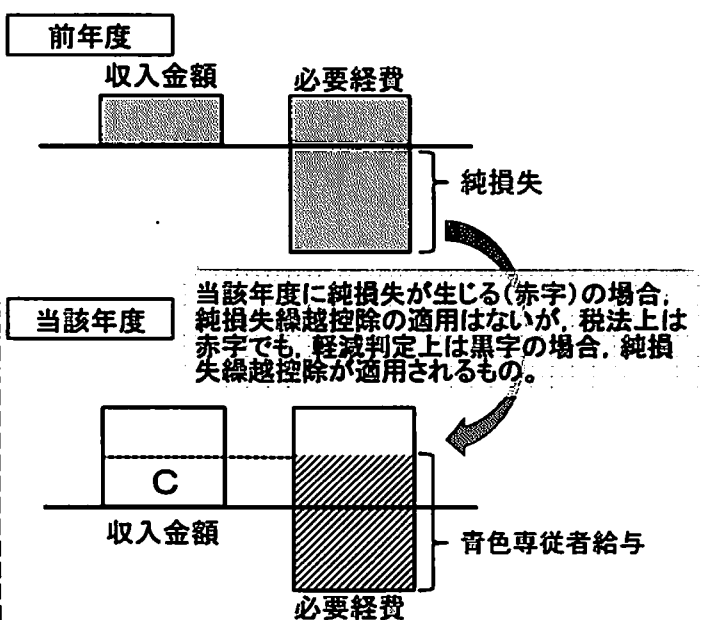
必要経費に青色事業専従者給与を含めて純損失繰越控除の金額を算定していた。



- <誤> 税法上と同じ純損失繰越控除額(A'+B')を適用
- <正> 専従者給与分を除いた純損失繰越控除額(A'のみ)を適用

5. 還付になる事例

税法上は所得が生じなくても、国保税の軽減判定上は所得が生じる場合があるが、その際、純損失繰越控除を適用しなかった。



- <誤> 専従者給与分を除いた黒字分Cでそのまま軽減判定
- <正> 専従者給与分を除いた黒字分Cに純損失繰越控除を適用